

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p><u>四の二 「地上一般放送」とは、一般放送であつて、衛星一般放送及び有線一般放送以外のものをいう。</u></p> <p>五〜十四 (略)</p> <p>(緊急警報信号の使用)</p> <p>第八十二条 認定基幹放送事業者<u>及び一般放送事業者（地上一般放送の業務を行う者に限る。以下この条において同じ。）</u>は、次の表の上欄に掲げる場合において、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにするため必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急警報信号を前置して放送をすることができる。</p> <p>表 (略)</p> <p>2 認定基幹放送事業者<u>及び一般放送事業者</u>は、前項に規定する緊急警報信号を前置して放送をしたときは、速やかに終了信号を送らなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(届出一般放送の種類)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>一〜四 (同上)</p> <p>五〜十四 (同上)</p> <p>(緊急警報信号の使用)</p> <p>第八十二条 認定基幹放送事業者は、次の表の上欄に掲げる場合において、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにするため必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急警報信号を前置して放送をすることができる。</p> <p>表 (同上)</p> <p>2 認定基幹放送事業者は、前項に規定する緊急警報信号を前置して放送をしたときは、速やかに終了信号を送らなければならない。</p> <p>3 (同上)</p> <p>(届出一般放送の種類)</p>

第四百二十二条 法第百三十三條第一項第二号の総務省令で定める一般放送の種類は、次のとおりとする。

一 有線一般放送

イ〜ハ (略)

二 地上一般放送（エリア放送（一の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては区とする。以下第百六十一条及び第百六十二条を除き同じ。）の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とする。）のうち、特定の狭小な区域における需要に応えるための放送をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）

イ テレビジョン放送

ロ その他

(指定に係る区域)

第百六十条 (略)

一 (略)

二 受信障害区域の属する市町村に隣接する市町村の区域において設置されるテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備と一体として当該受信障害区域に設置された有線電気通信設備を用いて義務再放送を行う場合 当該受信障害区域の属する市町村に隣接する市町村の区域及び当該受信障害区域

第四百二十二条 (同上)

(同上)

イ〜ハ (同上)

(指定に係る区域)

第百六十条 (同上)

一 (同上)

二 受信障害区域の属する市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区とする。以下この条において同じ。）に隣接する市町村の区域において設置されるテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備と一体として当該受信障害区域に設置された有線電気通信設備を用いて義務再放送を行う場合 当該受信障害区域の属する市町村に隣接する市町村の区域及び当該受信障害区域

三 (略)

2 (略)

(受信契約者数の記録の提出)

第百六十九条 一般放送事業者 ~~(衛星一般放送を行う者及び地上一般放送を行う者にあつては、有料放送事業者に限る。)~~ は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの期間中における受信契約者数を簡明に記載した記録を、総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認めた場合は記録の提出又は記載事項の一部を省略することができる。

(有料放送事業者の数)

第百七十六条 法第百五十二条第一項の総務省令で定める有料放送事業者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一・二 (略)

三 ~~地上一般放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務を行う場合~~ 十

(適用除外)

第二百十四条 法第百七十六条第一項に規定する放送は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 臨時かつ一時の目的 ~~(一箇月以内の目的をいう。)~~ のために行われる一般放送

三 (同上)

2 (同上)

(受信契約者数の記録の提出)

第百六十九条 一般放送事業者は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの期間中における受信契約者数を簡明に記載した記録を、総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認めた場合は記録の提出又は記載事項の一部を省略することができる。

(有料放送事業者の数)

第百七十六条 (同上)

一・二 (同上)

(適用除外)

第二百十四条 (同上)

一・二 (同上)

三 臨時かつ一時の目的のために行われる一般放送

四～八 (略)
2 (略)

別表第五号 (第六十条関係)

一～九 (略)
(注)

一～十一 (略)

十二 この表において、「コミュニティ放送」とは、一の市町村の一部の区域(当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とし、当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、かつ、当該隣接する区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、その区域を併せた区域とする。)における需要に応えるための放送をいう。

十三～十六 (略)

別表第三十一号 (第 134 条関係)

登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)

四～八 (同上)
2 (同上)

別表第五号 (第六十条関係)

一～九 (同上)
(注)

一～十一 (同上)

十二 この表において、「コミュニティ放送」とは、一の市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九に規定する指定都市にあつては区とする。以下同じ。)の一部の区域(当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とし、当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、かつ、当該隣接する区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、その区域を併せた区域とする。)における需要に応えるための放送をいう。

十三～十六 (同上)

別表第三十一号 (第 134 条関係)

登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

電 話 番 号

放送法第126条第1項の規定により総務大臣の登録を受けたいので、同条第2項の規定により申請します。

表（略）

注1～注6（略）

別紙1（別表第三十一号関係）（略）

別紙2（別表第三十一号関係）

1 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に関する事項

(1)～(5)（略）						
ヘ ッ ド エ ン ド	(略)					
	光送信機	種類	波長	変調方式	出力	台数
			<u>nm</u>		dBm	
(略)						
(7)（略）						
中 継 増	(略)					
	光電変換増幅器	種類	定格光入力レベル	<u>定格出力レ ベル</u>	台数	
			dBm	dB μ		

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

電 話 番 号

(同上)

表（同上）

注1～注6（同上）

別紙1（別表第三十一号関係）（同上）

別紙2（別表第三十一号関係）

1（同上）

(1)～(5)（同上）						
ヘ ッ ド エ ン ド	(同上)					
	光送信機	種類	波長	変調方式	出力	台数
			<u>Nm</u>		dBm	
(同上)						
(7)（同上）						
中 継 増	(同上)					
	光電変換増幅器	種類	定格光入力レベル	<u>定格光出力レ ベル</u>	台数	
			dBm	dB μ		

幅 器					
	(略)				
(9)～(21) (略)					

注 1 (略)

注 2 (1)の幹線の欄は、「地図に記載のとおり」と記載し、地図(市町村の区域を明示したものとする。)にその設置場所を記載すること。

注 3～注 20 (略)

注 21 (6)の連絡線及び(15)の線路の欄には、線路の一部に無線装置を使用するものについて、線種の欄に、例えば、「23GHz 無線装置」と記載し、こう長の欄に、無線区間の距離を記載すること。

注 22～注 38 (略)

注 39 (18)の欄は、有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備が第 5 章第 2 節第 1 款第 2 目に定める技術基準に適合する場合に限り、□にレ印を付け、第 151 条から第 153 条まで並びに第 154 条において準用する第 105 条から第 107 条まで、第 109 条、第 111 条、第 112 条及び第 114 条の各条件について、以下のとおり措置内容を具体的に説明した書面を添付すること。

ア～オ (略)

カ 第 154 条において準用する第 109 条に規定する停電対

幅 器					
	(同上)				
(9)～(21) (同上)					

注 1 (同上)

注 2 (1)の幹線の欄は、「地図に記載のとおり」と記載し、地図(市町村(特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区を含む。))の区域を明示したものとする。)にその設置場所を記載すること。

注 3～注20 (同上)

注21 (6)の連絡線及び(13)の線路の欄には、線路の一部に無線装置を使用するものについて、線種の欄に、例えば、「23GHz 無線装置」と記載し、こう長の欄に、無線区間の距離を記載すること。

注22～注38 (同上)

注39 (18)の欄は、有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備が第 5 章第 2 節第 1 款第 2 目に定める技術基準に適合する場合に限り、□にレ印を付け、第151条から第153条まで並びに第154条において準用する第105条から第107条まで、第109条第1項、第111条、第112条及び第114条の各条件について、以下のとおり措置内容を具体的に説明した書面を添付すること。

ア～オ (同上)

カ 第154条において準用する第109条第1項に規定する停

策に関する説明書

キ～サ (略)

注 40・注 41 (略)

2 (略)

3 設備と工作物又は道路等との関係

(1) 電線等との 隔離距離	設備 付近の 工作物		架空電線 の支持物	単独柱の 架空電線	共架柱の 架空電線	屋 内 電線	地 中 電 線	備 考
				m	m			
	強電 流電 線	低圧	m ()	()	()	m	m	
		高圧	()	()	()			
		特別 高圧	()	()	()			
	建造物							
(2)・(3) (略)								

注 1～注 9 (略)

4 (略)

別表第三十七号 (第 139 条関係)

登録一般放送に係る軽微な変更
(略)

電対策に関する説明書

キ～サ (同上)

注40・注41 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

(1) 電線等との 隔離距離	設備 付近の 工作物		架空電線 の支持物	単独柱の 架空電線	共架柱の 架空電線	屋 内 電線	地 中 電 線	備 考
				m	m			
	強電 流電 線	低圧	m ()	()	()	m	m	
		高圧	()	()	()			
		特別 高圧	()	()	()			
	建造物							
(2)・(3) (同上)								

注 1～注 9 (同上)

4 (同上)

別表第三十七号 (第139条関係)

登録一般放送に係る軽微な変更
(同上)

「3(1)電線等の離隔距離」に記載された事項
(略)

別表第四十の一号 (第141条関係)

有線一般放送業務開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

有線一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

表 (略)

(削除)

注1 (略)

注2 一般放送の種類欄には、第142条に掲げる一般放送の種類を記載すること。

(記載例)

「3(1)電線等の隔離距離」に記載された事項
(同上)

別表第四十号 (第141条関係)

一般放送業務開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

表 (同上)

注1 資本の額の欄には、株式会社の場合は、発行済の株式の額にその株式数を乗じたものを記載するものとし、その他の法人の場合には、これに準じたものを記載すること

注2 (同上)

注3 (同上)

(記載例)

一般放送の種類	<u>テレビジョン放送</u>
	<u>ラジオ放送－告知放送業務</u>

注3～注6 (略)

注7 業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、有線一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。

注8～注11 (略)

別表第四十の二号 (第141条関係)

地上一般放送業務開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあ

つては、名称及び

代表者の氏名。記

名押印又は署名)

電話番号

地上一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

届	業務を執行する役員の氏名
---	--------------

一般放送の種類	<u>有線一般放送－テレビジョン放送</u>
	<u>有線一般放送－ラジオ放送－告知放送業務</u>

注4～注7 (同上)

注8 業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、二一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。

注9～注12 (同上)

出 者			
<u>一般放送の種類</u>			
<u>一般放送の業務に 用いられる電気通 信設備の概要</u>			
<u>使用する周波数</u>			
<u>業務区域</u>			
放 送 番 組 に 関 す る 事 項	<u>放送番組の編集の 基準</u>	<u>放 送 時 間</u>	
		<u>1日当たり</u>	<u>時間</u>
		<u>主たる放送事項</u>	
<u>業務開始の 予定期日</u>		<u>業務開始時の 受信契約者の 見込数</u>	

注1 届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為、法人以外
の団体である場合は、団体の規約を添付すること。

注2 一般放送の種類の欄には、第142条に掲げる一般放送の種類を記載すること。

(記載例)

<u>一般放送の種類</u>	<u>エリア放送—テレビジョン放送</u>
----------------	-----------------------

注3 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄には、「別紙に記載のとおり。」と記載し、地上一般放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から地上一般放送局（電波法施行規則第4条第3号の3に規定する地上一般放送局をいう。）の送信設備の送信空中線までの範囲における電気通信設備を明記した概要図を添付すること。

注4 業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、地上一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。

注5 放送番組の編集の基準の欄には、放送番組の編集の基準があるときは、これを記載し、放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。

注6 主たる放送事項の欄には、次のように記載すること。

(記載例)

観光情報 (観光地、観光施設の案内、宿泊施設の案内等)

生活情報 (道路交通情報、病院の案内、天気予報等)

イベント情報 (各種行事の案内等)

災害情報 (地震その他の災害に関する情報、被災状況等)

行政情報 (市町村議会情報、市町村広報等)

注7 他の放送事業者の放送の再放送を行う場合には、主たる放送事項の欄にその旨を記載し、同意書の写しを添付すること。

注8 業務開始時の受信契約者の見込数の欄には、法第147条第1項の有料放送を行う場合に限り受信契約者の見込数を記載すること。

注9 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注10 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第五十一号（第166条関係）

裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

再放送同意について協議が^{注1}不調のため、放送法第144条第1項の規
不能

別表第五十一号（第166条関係）

裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

(同上)

定により、下記のとおり裁定を申請します。

記

- 1 (略)
- 2 申請に係る再放送の概要
 - (1) (略)
 - (2) 再放送を行おうとする区域
 - (3)・(4) (略)
- 3・4 (略)
 - 注1～注5 (略)

別表第五十五号 (第177条第2項及び第179条第2項関係)

(略)		
有料放送管理業務に係る有料放送事業者に関する事項	有料放送管理業務に係る衛星基幹放送又は衛星一般放送を行う有料放送事業者の数	
	<u>有料放送管理業務に係る有線一般放送を行う有料放送事業者の数</u>	
	<u>有料放送管理業務に係る地上一般放送を行う有料放送事業者の数</u>	

注1～注3 (略)

㊦

記

- 1 (同上)
- 2 (同上)
 - (1) (同上)
 - (2) 再放送の義務を行おうとする区域
 - (3)・(4) (同上)
- 3・4 (同上)
 - 注1～注5 (同上)

別表第五十五号 (第177条第2項及び第179条第2項関係)

(同上)		
有料放送管理業務に係る有料放送事業者に関する事項	有料放送管理業務に係る衛星基幹放送又は衛星一般放送を行う有料放送事業者の数	
	<u>有料放送管理業務に係る有線一般放送を行う有料放送事業者の数</u>	

注1～注3 (同上)

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。